

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要 可児警察署留置施設に勾留された者及び収容者等に対する給食弁当の購入に係る単価契約</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 給食弁当の価格は、一般的にその内容に左右されるものであるため、価格による競争性は乏しい。特に、被留置者等給食弁当の調達においては、その特殊性から、仕様書に定める条件をすべて網羅し、常時確実かつ安全に供給できることが重要であるため業者が限られる。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明 [REDACTED]は、土日・祝祭日・年末年始に関係なく年間を通じて朝・昼・夕の3食について必要数を指定した時間までに常時確実に納入できる業者である。</p> <p>【契約単価】 朝食 4 2 5 円 昼食 4 7 9 円 夜食 4 7 9 円</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。